

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業理念とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上およびタイムリーかつ正確な情報開示に努めることによって、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題の一つであると位置付けており、効率的かつ健全な企業経営を行うことを基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 補充原則1 - 2 >

現時点において、機関投資家や海外投資家比率が1.3%程度と低位であるため、議決権行使のプラットフォームおよび株主総会招集通知の英訳については採用しておりません。今後、同比率等を勘案しながら検討して参ります。

< 補充原則3 - 1 >

英文での開示については、海外投資家比率が低いことから実施しておりませんが、今後、同比率を勘案し検討して参ります。

< 原則4 - 2 >

経営陣からの提案は、会社の持続的な成長に不可欠なものと捉え、取締役会や各取締役への提案は随時受け付けております。

また、取締役会等で承認された提案の実行は、各部門の担当役員及び各部長、工場長が中心となり執行しております。

当社は、現時点において、経営陣に対し業績連動報酬等および非金銭報酬等は導入しておりません。

当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、また、指名・報酬委員会において議論のうえ適宜導入を検討いたします。

< 補充原則4 - 2 >

当社は、現時点において、経営陣に対し業績連動報酬等および非金銭報酬等は導入しておりません。

当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、また、指名・報酬委員会において議論の上、適宜導入を検討いたします。

< 原則4 - 6 >

当社は、取締役4名のうち1名を独立社外取締役として選任しており、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

< 原則4 - 7 >

当社の独立社外取締役は、経営実務や法務等に関する知見に基づき、中長期的な企業価値向上を図る観点から適切な助言を行います。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の評価や選任等に関与することで、経営の監督を行っております。

< 原則4 - 8 >

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たすことができる十分な資質を備えた独立社外取締役を選任することとしています。

< 補充原則4 - 8 >

独立社外取締役は、その役割を果たすために、必要に応じて、取締役会、指名・報酬委員会を通じて当社に対し情報提供を求め、当社は求めに応じた情報交換や認識の共有を図っております。

< 補充原則4 - 8 >

独立社外取締役は、1名であり筆頭独立取締役はおりませんが、指名・報酬委員会の委員長を務めています。

今後は、さらなるコーポレートガバナンスの強化を目指すべく、独立社外取締役2名以上の選任等を検討してまいります。

< 補充原則4 - 11 >

当社は取締役会の実効性について分析・評価を行います。その結果の概要の開示は未定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 原則1 - 4 >

当社は、持続的な企業価値向上の観点から、取引先との安定的・長期的な関係の維持・強化等を目的として、政策保有株式を保有しております。政策保有株式は縮減をする方針の下、個別の政策保有株式の保有合理性については、保有意義の確認や保有に伴う便益が当社の企業価値向上に資するか等を取締役会において検証しております。

また、政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から決議内容をチェックし、ガバナンスの状況を確認した上で、その行使についての判断を行います。

<原則1 - 7>

関連当事者間の取引については、あらかじめ取締役会において、取引の妥当性についての十分な審議と決議をしております。

<原則2 - 4>

当社は、社員が高いモチベーションを持ち、多様なキャリアパスや働き方を実現できる取り組みを中長期の目線で進めます。多様性を確保し、女性や外国人が活躍する環境づくりを進め、社員の自律的な成長をサポートしつつ、他企業、他業種で経験を積んだ中途採用者の採用を行います。

<原則2 - 6>

企業年金制度は導入しておりません。

<原則3 - 1>

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
企業理念を当社ウェブサイト(<http://spancretecorp.com/>)に開示しております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
報酬は、株主総会決議による報酬総額の範囲内で、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会にて決定いたします。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役の指名を行うにあたり、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて候補者を決定しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名に関し、その理由を、株主総会招集通知にて開示しております。

<補充原則3 - 1>

今後の当社のサステナビリティについての取り組みおよび人的資本や知的財産への投資等については、事業報告、有価証券報告書等において開示して参ります。

<補充原則4 - 1>

当社取締役会は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を目指しており、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する必要事項を決定しております。また、取締役会付議前に取締役(但し社外取締役除く)、部長、工場長および社長室長で構成する常務会にて十分な審議を行っております。

<原則4 - 9>

当社は、東京証券取引所の定めに基づき、取締役会で審議の上、独立社外取締役の候補者を選定します。また、選定に当たり、企業経営や法務等の専門領域における経験や知識を有し、率直かつ建設的な意見が期待できる人物を候補者として選定しております。

<補充原則4 - 11>

取締役の指名に関しては、企業経営や事業運営等の経験を通じた深い知見を有する方の中から、知識・経験・能力等のバランス、ガバナンス強化の役割を担うに相応しい人物を選任し、指名・報酬委員会が取締役会に答申することにより適切な関与・助言をいただきます。

<補充原則4 - 11>

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けることができるよう、業務への影響を確認することとしております。また、その兼任状況につきまして、事業報告および株主総会参考書類、有価証券報告書において開示しております。

<補充原則4 - 11>

当社は取締役会の実効性について分析・評価を行います。
その結果の概要は今後開示する計画です。

<補充原則4 - 14>

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス、リスク管理等を含む事項に関し、就任時および継続的に個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供やその費用の支援を行います。
また、特に社外取締役および社外監査役に対しては当社の事業内容、業績、財務、経営課題の説明や主要拠点の視察等も含め情報の提供を行います。

<原則5 - 1>

株主との対話の申込に対しては、管理部門が対応し、代表取締役社長が統括しております。
また、株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて代表取締役社長、営業部長および管理部長が面談に臨むこととしており、投資家からのご意見やご質問等は、取締役会で共有します。
インサイダー情報については、企業倫理規範にインサイダー取引の禁止を定め、内部情報管理規程に基づき適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	1,187,600	15.95
日本スパンクリート機械株式会社	1,094,000	14.69
村山典子	625,200	8.39
日鉄SGワイヤ株式会社	608,000	8.16
村山知子	473,000	6.35
市原敏隆	330,000	4.43
株式会社紀文食品	201,900	2.71
楽天証券株式会社	155,900	2.09
高石文夫	147,600	1.98
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人:インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	113,700	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は2022年3月31日現在

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坪井哲明	他の会社の出身者				○			○				
蒲野宏之	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪井哲明		当社大株主の日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役社長	坪井哲明氏は、同氏の経営者としての経験とこれまでに培われた知識・経験等を活かした経営への助言等を期待し、コーポレート・ガバナンスの強化を目的に選任しております。
蒲野宏之	○	蒲野総合法律事務所代表弁護士	蒲野宏之氏は、弁護士として培われた経験と知識および他の企業で取締役や監査役を務められた経験から、企業法務に精通した法律家としての高い見識を当社の経営に反映することができるかと判断し選任しております。また、上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

「指名・報酬委員会」は、2019年6月26日開催の当社第57回定時株主総会後に発足され、代表取締役社長および社外取締役2名の計3名で構成されています。「指名・報酬委員会」は、取締役の報酬、取締役及び監査役の選任・解任に関する株主総会議案の原案等を制定された「指名・報酬委員会規程」に従い、取締役会への答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

四半期決算及び期末決算の際には、監査役会にて財務部長から決算報告を受け、合わせて会計監査人から監査結果報告を受けることにより、会計処理の適切性と会計監査人の監査品質をモニタリングしています。会計監査人による発見事項は、特定監査役である常勤監査役により取締役会に報告されます。会計監査人と重点監査領域等については、常勤監査役を中心として、適宜意見を交換し相互の監査品質向上を図っています。

内部監査室長は、常勤監査役と随時意見を交換し、業務監査及び内部統制監査の計画および結果は、社長への報告と合わせて常勤監査役にも報告し、監査役会に対しても定期的な監査報告を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
一瀬茂雄	他の会社の出身者													
鈴木誠	公認会計士													
野澤弘史	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一瀬茂雄	○	——	一瀬茂雄氏は、上場企業において、10年以上にわたる内部監査及び内部統制整備の経験を有しており、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、システム監査技術者の有資格者であります。これらの専門性を発揮して監査役業務を遂行いただけることから選任しております。また、上場規程で定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えると判断し、独立役員として届け出ております。
鈴木誠	○	——	鈴木誠氏は、公認会計・税理士としての専門知識や監査知識ならびに社外取締役、監査役等の豊かな経験から財務・会計・税務に関する適切な知見を有されており、経営監視機能の強化に貢献いただけることから選任しております。また、上場規程で定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えると判断し、独立役員として届け出ております。
野澤弘史	○	1988年6月に当社の常務取締役役に就任し、1997年6月に退任。同月、監査役に就任し、2003年6月に退任。同月、内部監査室長に就任し、2008年6月に退任しております	野澤弘史氏は、同氏の当社ならびに他社の監査役経験から、経営監視機能の強化に貢献いただけると判断し選任しております。また、上場規程で定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えると判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、また、指名・報酬委員会において議論の上、業績連動報酬等および非金銭報酬等の導入を適宜検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬(社外取締役を除く) 8,543千円
社外役員の報酬 27,649千円
(2022年3月期有価証券報告書より)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針
取締役の報酬は1988年7月30日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額月額200万円以内(ただし、使用人給与分は含まない)の範囲内で、取締役会で選任された委員で構成する指名・報酬委員会が以下の方針のもとにおいて検討された答申に従い取締役会が決定することとします。
2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬額の決定に関する方針
取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、報酬水準の妥当性、報酬の役員間格差、報酬総額及び過去の実績、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
3. 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針
取締役の業績連動報酬等については今期業績連動報酬は導入しないものとします。
4. 金銭報酬、業績連動報酬等または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役の個人別の報酬は全額金銭報酬とします。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
取締役の個人別の報酬額については、取締役会で選任された社外取締役2名と代表取締役1名で構成する指名・報酬委員会から答申を得るものとし、取締役会は当該答申に基づき決定するものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しましては、取締役会において、経営上の課題および月次報告を、資料配布のうえ、十分に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等のコーポレート・ガバナンスの体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」、「内部監査室」、「指名・報酬委員会」で構成しております。

(1)業務執行に係る事項

重要事項については、取締役(但し社外取締役除く)、部長、工場長および社長室長で構成する「常務会」「拡大常務会」等の会議体で業務執行内容を審議、「取締役会」で決定を行っております。

取締役会は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を目指し、4名の取締役で構成しており、うち2名は社外取締役であります。取締役の任期は1年であり、より機動的な取締役会のメンバー編成と株主からの信任の機会の増加を図っております。定時取締役会を月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する必要事項を決定しており、また重要案件が発生した場合は都度、臨時の取締役会を開催しております。

(2)内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が、厳正中立な立場で各部門の業務監査を実施し、法令および社内規程遵守、財産保全、経営効率の推進等の観点から、適切な指導を行っております。

監査役会は、現在監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成され、3名全員が社外監査役であり、監査役の経営監督機能の充実に努めております。監査役は、「内部監査室」及び「会計監査人」と連携し、取締役の職務執行を監査しております。

会計監査は、東光監査法人に委嘱しております。業務を担当する社員として指定された公認会計士の氏名および所属する監査法人は以下のとおりであります。

指定社員 公認会計士 安彦潤也(東光監査法人)

指定社員 公認会計士 渡邊慎也(東光監査法人)

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

(3)取締役監査役の指名および選解任、取締役および幹部社員の報酬決定等に係る事項

「指名・報酬委員会」は、代表取締役社長および社外取締役2名の計3名で構成され、「指名・報酬委員会規程」に従い、取締役および監査役の選任・解任に関する株主総会議案の原案、取締役の報酬等について取締役会への答申を行います。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上及びタイムリーかつ正確な情報開示に努めることによって、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題の一つであると位置付けており、効率的かつ健全な企業経営を行っていくために、上記の如く企業統治の体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきましては、法定に定める発送期日より早期の発送を行っており、2022年は株主総会開催日の21日前に発送を行っております。あわせて、当社ホームページ上での開示をしております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	未定	なし
IR資料のホームページ掲載	掲載ホームページ : http://www.spancretecorp.com 掲載情報 : 決算短信	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動指針」に明記

環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動指針」に明記
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動指針」及び「内部情報管理規定」で制定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりです。

取締役会は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」始め関連諸規程を定めます。
- (2) 内部監査室は、法令、定款および社内規定の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘および改善策の提案等を行います。
- (3) 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図ります。
- (4) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規程」および「内部情報管理規程」に基づき適切に保存、管理します。
- (2) 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書(株主総会議事録、取締役会議事録)については、取締役および監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理します。
- (3) 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」および「内部情報管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険に関しリスクを識別、分類、分析、評価、評価に基づく対応までの一連のプロセスに関する基本事項、体制を定めた「リスクマネジメント規程」に基づき、各部長、工場長および子会社の社長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行います。
- (2) リスクマネジメントを推進する組織として、取締役会の下にリスクマネジメント委員会を設置します。リスクマネジメント委員会は、リスク管理を所管する社長室長がリスクマネジメント委員長を務め、リスクマネジメント委員は各部長、工場長および子会社の社長とします。リスクマネジメントの方針検討およびリスクマネジメント活動の進捗状況の把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告します。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合には、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制規程、業務分掌規程等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行います。
- (2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (3) 取締役(但し社外取締役除く)、部長、工場長および社長室長で構成する常務会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保します。
- (4) 取締役(但し社外取締役除く)、部長、工場長および社長室長は、職務執行状況を少なくとも3ヵ月に一度取締役会に報告します。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図ります。
- (2) 当社の監査役および内部監査室は、当社および子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役および子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求めます。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社および子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行います。
- (2) 当社の各部署および子会社は、自らの業務の遂行に当たり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保します。
- (2) 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行います。
- (3) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処します。

8. 取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制およびその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人、並びに子会社の取締役、監査役および使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行います。
- (2) 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告します。
- (3) 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底します。
- (4) 監査役は、取締役会、経営協議会のほか、重要な会議に出席することができます。

- (5) 当社および子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供します。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。
10. その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人および内部監査室長は、定期的又は必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めます。
- 11 内部統制の変更・追加に関する体制
内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続きを行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との如何なる係わりをも遮断すべく、全ての役職員は「企業倫理規範」第7項の「反社会的な勢力・団体・個人への利益供与等の禁止」を遵守し、その遂行状況を取締役および幹部社員は注視しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループの情報の管理および適時開示に関する社内体制については、役職員は金融商品取引法その他関連法規ならびに社内規程の「内部情報管理規程」を遵守し「情報管理に努めており、情報開示についても情報管理責任者である管理部長の下で、適宜・適切に実行しております。

当社の企業統治体制の概要は次のとおりであります。

